

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年10月31日

(公社) 日本ビリヤード協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.nba.or.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期基本計画を「VISION 2030」と命名。同プロジェクトを発足について2021/10/29開催の理事会にて承認される。また、「ビリヤード未来会議」発足し世代・性別ほか多様性を重視したメンバーにて構成し、会議の中で議論・提案された事項をプロジェクトへ提言し、プロジェクトはその内容を十分に検討することとする。 2021年度定時総会（2022年6月開催）での公表を目標とする。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	策定に関して理事会承認済。 中長期基本計画プロジェクトの中で検討。 2021年度定時総会（2022年6月開催）での公表を目標とする。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	公式サイトにて、事業計画/報告・予算/収支報告を公表。	経理規程 予算/収支報告 事業計画/報告

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	制度整備に関して理事会承認済。 目標割合について可能な限り対応するとともに、中長期計画のマイルストーンにて目標数値を設定する。	役員規程
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	評議員制度に関する本項目は当法人の評価対象外。	対象無し
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリートの意見は地域別加盟団体及び競技種目別加盟団体を經由して収集。 従って、収集意見の網羅性は確保されている。毎年開催される加盟団体代表者会議において、理事会からの提議事項、承認事項及び検討要請事項を審議。議事録は理事会に報告される。	加盟団体規程 加盟団体代表者会議議事録 理事会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現規程は基準を満たし、実行されている。	定款 役員規程 理事会運営規程 理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	制度整備に関して理事会承認済。着手の段階。 なお、2021年度内に制度準備(各種規程の改編含む)を整え、2022年度中の運用開始を目標とする。	役員規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	制度整備に関して理事会承認済。着手の段階。 2021年度内に制度準備(各種規程の改編を含む)を整え、2022年度中の運用開始を目標とする。 ただし激変緩和措置により段階的な運用開始となる。	役員規程
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 激変緩和措置対象役員=有 激変緩和措置(例外措置)発生の考えられる理由： ・現理事が各分野(医科学・財務会計・法律・ガバナンスほか)の専門家・有識者である場合、競技の理解が深い後任理事の選考が困難であり時間を要する。 ・現在進行中プロジェクトの責任者を務める担当理事については、プロジェクトが成功または完了するまでの再任が必要である。 ・国際上位団体とのコネクションの維持。	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	制度整備に関して理事会承認済。着手の段階。 2021年度内に制度準備(各種規程の改編を含む)を整え、2022年度中の運用開始を目標とする。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構 成員が適用対象となる法令を遵守 するために必要な規程を整備する こと	現規程は基準を満たし、実行されている。	役員規程 内部統制基本方針 倫理規定 コンプライアンス規程
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	現規程は基準を満たし、実行されている。	定款 ほか各種規程
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	現規程は基準を満たし、実行されている。	定款 ほか各種規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	現規程は基準を満たし、実行されている。	定款 役員規程 役員退職慰労金規程 出張旅費規程 慶弔見舞金規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	規程は基準を満たし、実行されている。	定款 経理規程 普及事業振興協力金規程 特定費用準備資金等取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	現規程は基準を満たし、実行されている。	正会員規程 CS会員規程 スポンサー選定に関する規程 寄付金規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	現規程は基準を満たし、実行されている。	倫理規程 CS会員規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	NFとしての統一審判員制度の整備プロジェクトが起動済。 但し、現状では各競技種目別加盟団体に一任。 中長期計画の中で制度整備の計画を実施	
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	法務問題・労務問題・医科学関連での相談ルートが必要とされる。 公認会計士と弁護士については連絡・相談先が確保されている。 但し、手順書などの明文化が未整備のため2021年度中のマニュアル整備を目標とする。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	現規程は基準を満たし、実行されている。 コンプライアンス委員会は理事会内に設置。	コンプライアンス規程 理事会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会は理事会内に設置。 理事には弁護士、公認会計士はいないが、連絡・相談先として確保されている。 対象事案がある場合は、コンプライアンス委員会開催前から事前確認を実施し、適正な対応が可能となるよう努めている。	コンプライアンス規程 理事会議事録
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現規程は基準を満たし、実行されている。 理事会内で開催されるコンプライアンス委員会が役職員向けの教育を実施している。 ただし、2020年度はコロナ禍の影響で未実施。 今後は、加盟団体代表者会議の中でも教育を実施する予定。	コンプライアンス規程 理事会議事録
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手向けのアンチドーピング研修を年に数回実施(コロナ禍により2020年~2021年は未実施)。 指導者については、現在コーチ制度の整備を着手したところであり、制度整備の中でコンプライアンス教育を必須項目に盛り込む予定。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在、審判員制度整備のスタート段階にある。 制度整備の中でコンプライアンス教育を必須項目に盛り込む予定。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	項番19に係るマニュアルにおいて整備予定。 一般企業での財務経理経験を有する役員が実務を担当し、公認会計士のサポートを受けられる体制を確保済。 法律相談に関する手順書などはマニュアルの中で整備予定。	コンプライアンス規程 倫理規定 経理規程 普及事業振興協力金規程 特定費用準備資金等取扱規程
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	現規程は基準を満たし、実行されている。 一般企業での財務経理経験を有する役員が実務を担当し、公認会計士のサポートを受けられる体制を確保済。	経理規程 普及事業振興協力金規程 特定費用準備資金等取扱規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	当法人は国庫補助金を利用していないため、本項目は評価対象外	対象無し
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	公式サイトにて、事業計画/報告・収支予算/報告を公表	公式WEBサイト上
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	各競技種目別加盟団体にて実施。 NFとして実施する場合には当法人の公式WEBサイト上にて開示。	加盟団体公式WEBサイト上 当法人の公式WEBサイト上
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当法人の公式WEBサイト上にて開示	公式WEBサイト上

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規程内に利益相反についての条文を有する。 但し、その手続きの順序については未定義であるため、 2021年度中の制定を予定(利益相反取引に関するマニュアルまたは規程)。	倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	未作成。 2021年度中の制定を予定。	利益相反ポリシー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現規程は基準を満たし、実行されている。	倫理規程 内部公益通報保護規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	下記体制で実施中 (1) 人事・労務関する事項又は一切の法律問題に関する通報等 内部通報窓口=本協会コンプライアンス担当理事 (2) 理事、職員等の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等 内部通報窓口=本協会監事 (3) 競技会の結果、各種大会への選考結果等が不正により正しく処理されなかった場合の通報等 内部通報窓口=本協会コンプライアンス担当理事 相談窓口として公益財団法人日本スポーツ仲裁機構へ直接申し立てをすることが可能で、その場合には日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。 (4) その他の事項に関する通報等 内部通報窓口=本協会コンプライアンス担当理事 (5) 本協会、加盟団体及びビリヤード競技の場における全ての不正に関する通報など 公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談窓口 ※「項番19」のマニュアルにおいて整備予定。	倫理規程 内部公益通報保護規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲戒規程にて整備済。協会の役員、職員及び各委員会員ならびに加盟団体職員に対して適用する。 選手に関しては、CS会員規程にて整備済。各加盟団体登録選手について加盟団体で決定された処分内容については、本協会コンプライアンス委員会若しくは倫理委員会に報告され、本協会理事会にて情報共有されなければならない。 ※ 公式WEBサイトにて公開済。	懲戒規程 CS会員規程 コンプライアンス規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	現規程は基準を満たし、実行されている。	懲戒規程 倫理規定 コンプライアンス規程 CS会員規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	現規程は基準を満たし、実行されている。 倫理規程にて自動応諾条項を定めている。 スポーツ仲裁機構にも登録済である。(自動応諾団体リストに掲載済)	倫理規定
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	現規程は基準を満たし、実行されている。	倫理規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理 及び不祥事対応体制 を構築すべきであ る。	(1) 有事のための危機管理体制 を事前に構築し、危機管理マニ ュアルを策定すること	2021年度中のマニュアル策定を予定。	危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理 及び不祥事対応体制 を構築すべきであ る。	(2) 不祥事が発生した場合は、 事実調査、原因究明、責任者の処 分及び再発防止策の提言について 検討するための調査体制を速やか に構築すること ※審査書類提出時から過去4年以 内に不祥事が発生した場合のみ審 査を実施	現規程は基準を満たし、実行されている。	コンプライアンス規程 倫理規定 懲戒規程
41	[原則12] 危機管理 及び不祥事対応体制 を構築すべきであ る。	(3) 危機管理及び不祥事対応と して外部調査委員会を設置する場 合、当該調査委員会は、独立性・ 中立性・専門性を有する外部有識 者（弁護士、公認会計士、学識経 験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以 内に外部調査委員会を設置した場 合のみ審査を実施	現規程は整備されているが、対応マニュアルの整備などで拡充検討中。	コンプライアンス規程 倫理規定 懲戒規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現規程は基準を満たし、実行されている。更なる改善の為、毎年開催される加盟団体代表者会議において、理事会からの提議事項、承認事項及び検討要請事項を審議。議事録は理事会に報告される。	加盟団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現規程は基準を満たし、実行されている。 毎年、加盟団体代表者会議が開催されている。 2021年以降の加盟団体代表者会議でのコンプライアンス研修実施も検討中である。	加盟団体規程